

# 国民生活安定緊急措置法施行令の 一部改正案について

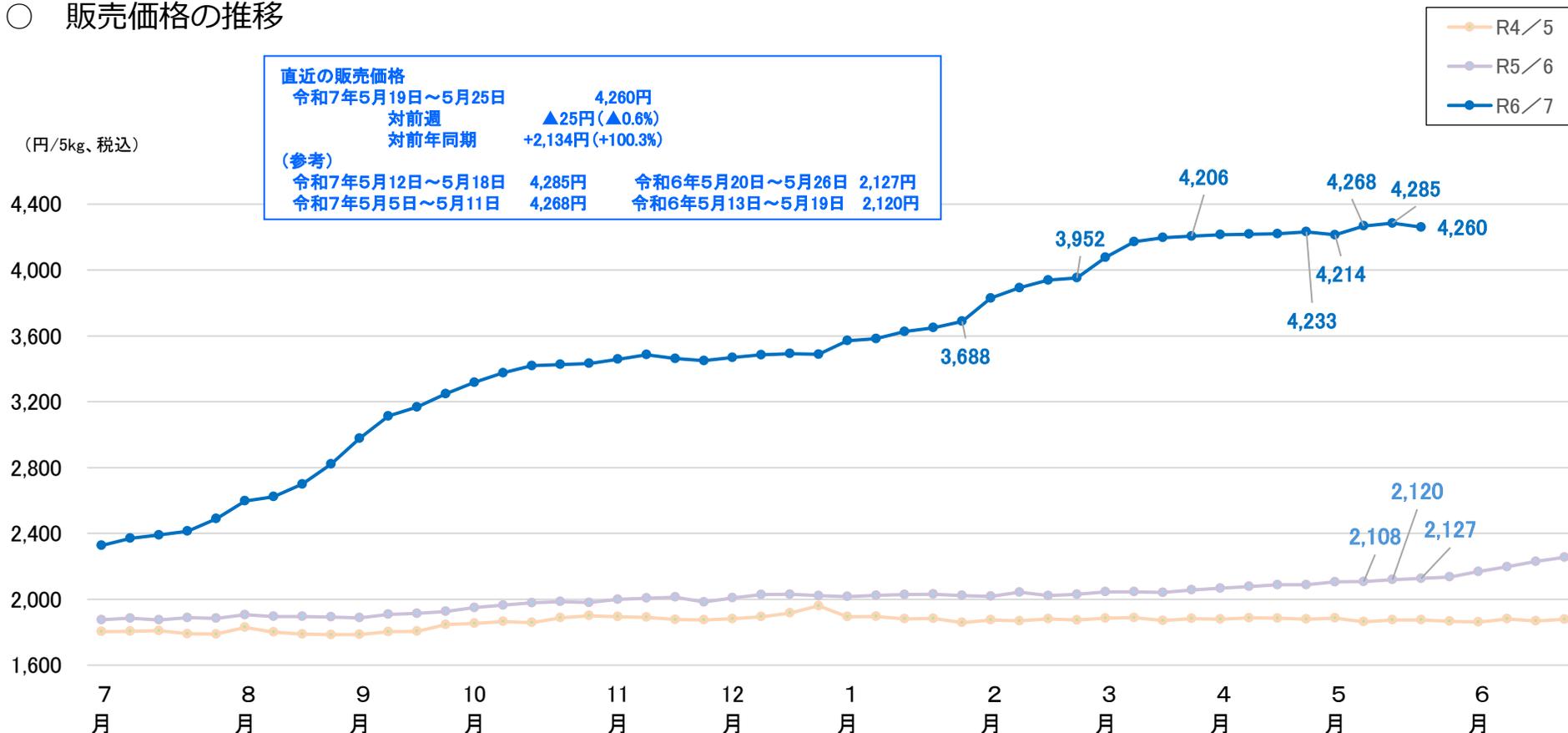
---

令和7年6月  
農林水産省  
農産局

# 米の小売店での販売数量・価格の推移 (POSデータに基づき作成、全国・週次)

- 販売価格については、昨夏以降前年より高い水準で推移し、令和7年5月19日の週は4,260円/5Kg。(対前年同期+100.3%)
- 米は1年1作であり、9月の新米の本格的な供給開始まで、新たな供給は増加しない。

## ○ 販売価格の推移

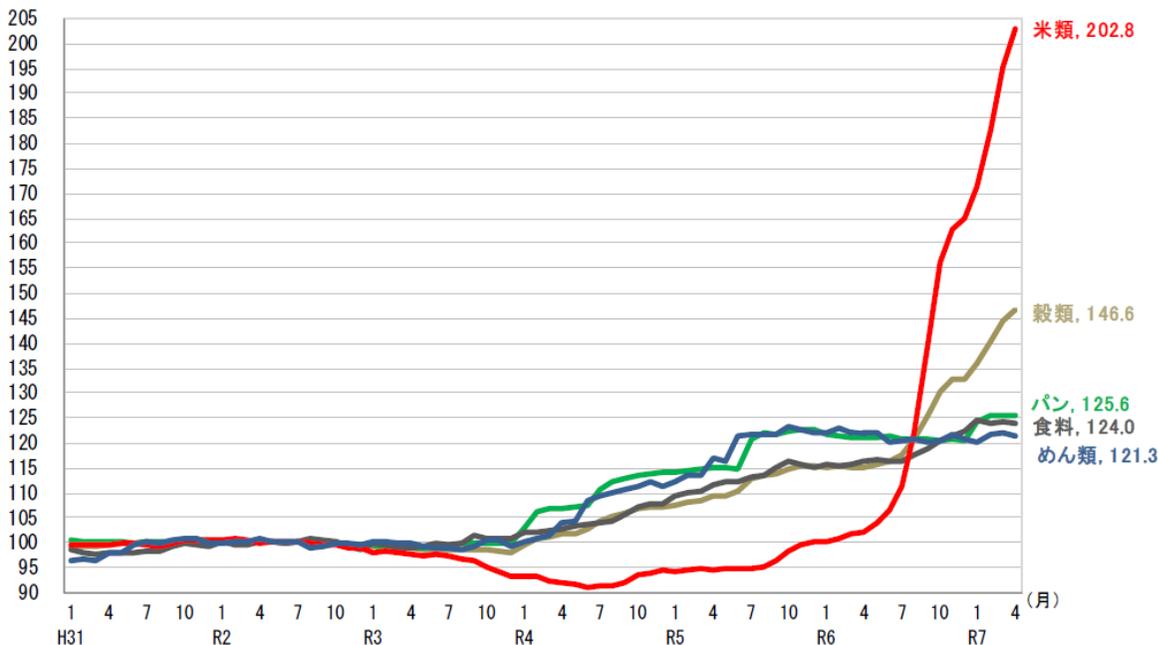


資料:(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成  
 注1:(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。  
 注2:週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。  
 注3:『ブレンド米等』には、ブレンド米のほか、PB商品等も含まれる。

# 米の小売価格の消費者物価への影響

○ 本年4月の消費者物価指数の上昇分3.6%のうち、米の価格上昇分によるものが16%（寄与度0.58）。米の占めるウェイト（0.62%）を踏まえると、非常に大きく寄与。

## ○ 消費者物価指数の推移



(令和2年=100、指数)

資料：総務省「消費者物価指数」2020年基準、品目別価格指数（全国）

- 注 1：食料は、穀類以外にも、魚介類、肉類等を含んでいる。  
 2：穀類は、米類（うるち米）、パン、めん類、他の穀類からなる。  
 3：令和元年～6年のデータは年平均であり、7年は月次データである。

## ○ 消費者物価指数への影響

財・サービス分類	ウェイト	2025年4月		
		指数	前年同月比 (%)	前年同月比寄与度
総合	10000	111.5	3.6	
財	5046	120.1	5.6	2.97
農水畜産物	720	131.3	11.5	0.90
<b>米類</b>	<b>62</b>	<b>202.8</b>	<b>98.4</b>	<b>0.58</b>
工業製品	3678	118.5	3.9	1.51
電気・都市ガス・水道	531	117.2	9.7	0.51
出版物	117	115.2	3.3	0.04
サービス	4954	102.7	1.3	0.60
公共サービス	1219	100.6	0.5	0.05
一般サービス	3735	103.4	1.5	0.54

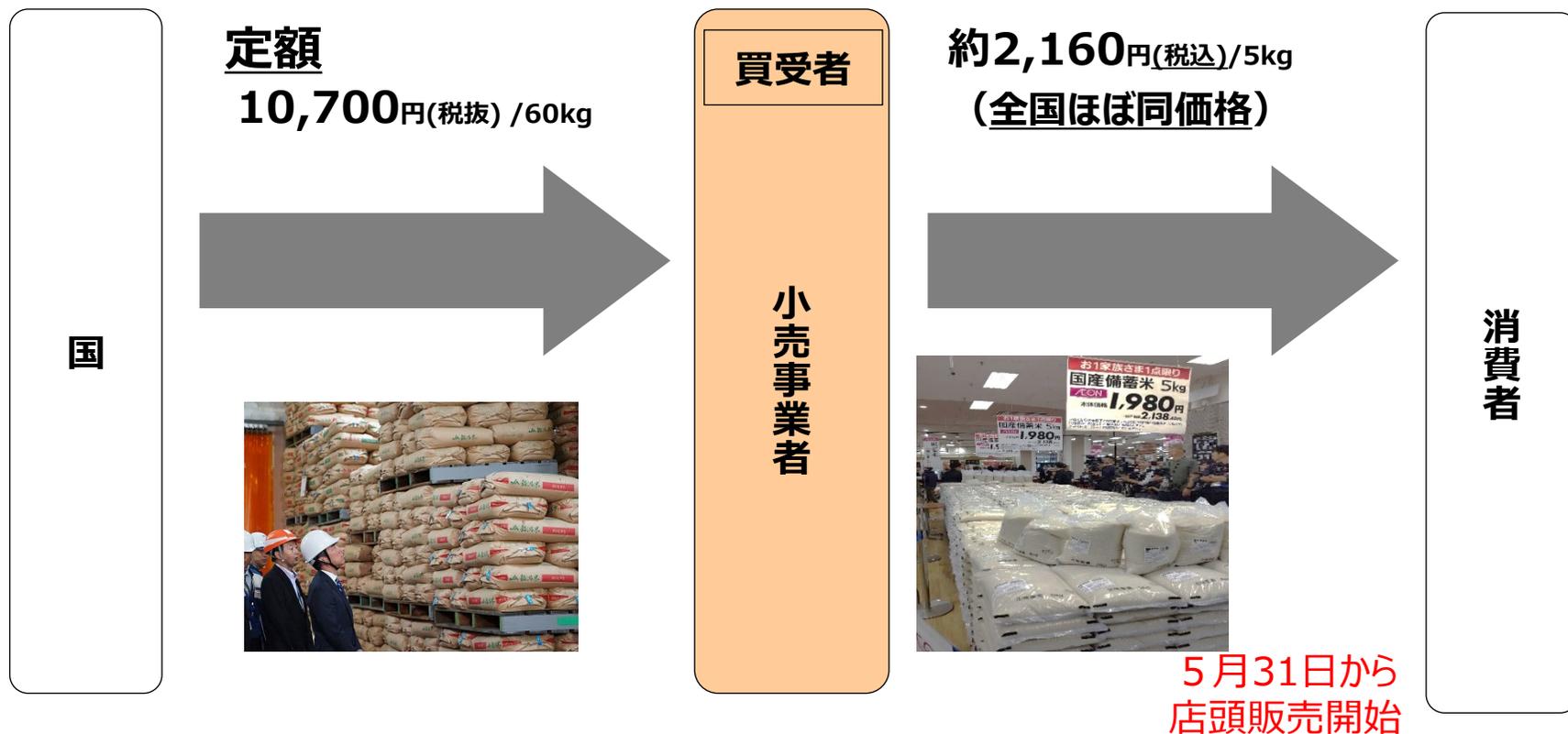
資料：総務省「消費者物価指数」2020年基準 第4表 財・サービス分類指数（全国）から抜粋して作成

# 政府備蓄米の随意契約による売渡し

- 安価で安定的な米の供給を図る目的で、小売事業者に対して、「随意契約」による政府備蓄米30万トンの売渡しを開始。
- 当該政府備蓄米については、店頭価格の平均（4,260円/5kg）より安い、**2,160円（税込）/5kg程度での流通が見込まれる。**

## 随意契約

5月26日開始



## 懸案事項

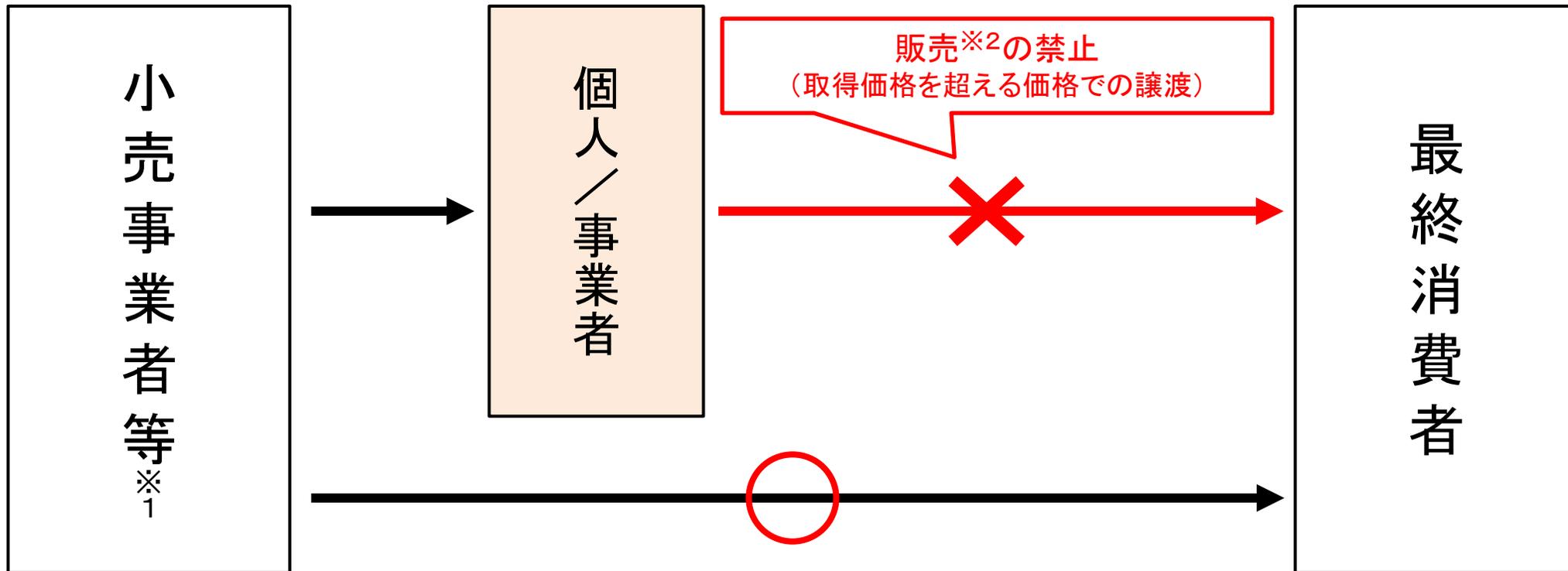
- **政府備蓄米が、小売店等で平均店頭価格より安い約2,160円(税込) /5kgで販売される中で、他の米穀も含め、小売店等で米穀を購入した消費者がフリマサイト等で高額で転売することで、需要が過熱し米価の高騰が続くおそれ。**

## 国安法施行令の改正

- **国民生活安定緊急措置法（国安法）第26条では、需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難である等の条件を満たす場合、政令で物資を指定し、譲渡制限等を行うことができることとされている。**
- **これに基づき、米穀の需給の均衡が回復する等の条件を満たすまで、**
  - ・ **国安法施行令で「米穀」を指定し、**
  - ・ **同令において、購入価格を超える額での転売を禁止する規定を設けるとともに、**
  - ・ **この規定に違反した者には、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科することとしたい。**

# (参考) 国民生活安定緊急措置法に基づく米穀の転売規制について

(国民生活安定緊急措置法第26条第1項に基づく、譲渡の制限措置の導入)



※1 一般消費者に対して直接販売する集荷事業者、卸売事業者や個人も含む

※2 店舗、フリーマーケットや露店、インターネット(SNS含む)等を通じた不特定又は多数の者への販売行為

○対象: 米穀

○違反者に対しては、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金

○公布日から10日後に施行

# (参考) 転売が禁止となる米穀の購入元について

- 一般消費者がアクセス可能な店舗、インターネットサイトなどを通じて広く米穀を販売する小売事業者等が対象
- 具体的には、**小売業者**に加え、**集荷事業者**、**卸業者**及び**個人**も、消費者向けに広く直販する場合は対象(ただし、事業者を対象に相手方を特定して取引を行う通常の卸売取引は対象外)

## 【転売禁止の対象となる購入元】

### ○小売事業者



### ○その他

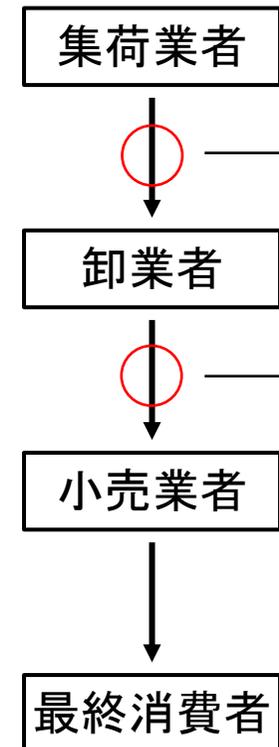
(集荷事業者、卸業者、個人が消費者向けに直販する場合)

※会員制、登録制のスーパー等も対象となる

※あくまで購入した商品を転売する行為が規制対象であり、  
これらの事業者が消費者に直接販売することは規制対象外

## 【対象外(例)】

<相手方を特定して行う取引例>



※転売規制の対象外取引  
(卸業者、小売業者は、  
購入した商品を販売可能)

# (参考) 米穀について

○ 米穀には、もみ、玄米、精米及び碎米が含まれる一方、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは指定の対象としない

## 【転売禁止の対象となる米穀】

もみ



玄米



精米



碎米

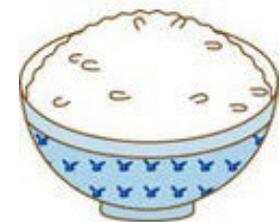


## 【対象外(例)】

パックご飯



飲食店等で提供される  
炊飯された米飯



# (参考) 国民生活安定緊急措置法 抜粋

## ○国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)抜粋

(割当て又は配給等)

第二十六条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 (略)

(消費者委員会への諮問等)

第二十七条 消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

2 消費者委員会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十七条 第二十六条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。